

# 平成 30 年度第 2 回 市川市市民活動団体事業補助金審査会

日時：平成 30 年 7 月 5 日（木）午前 10 時 00 分から

場所：ボランティア・NPO活動センター 3階会議スペース

## 次 第

1. 委嘱辞令交付式
2. 会長及び副会長の選出
3. 議 題：
  - (1) 市民活動団体事業補助金審査会の審査方法について
  - (2) 市民活動団体事業補助金審査会の審査の進め方について

### [資料]

- 資料 1. 平成 30 年度市川市市民活動団体事業補助金ガイドブック
- 資料 2. 申請書類記入例
- 資料 3. 事業ごとに作成する概要資料例
- 資料 4. 市川市市民活動団体事業補助金審査会の進め方について

## 市川市市民活動団体事業補助金審査会会議録

1. 日 時：平成 30 年 7 月 5 日（木） 午前 10 時 00 分～11 時 00 分
2. 場 所：市川市八幡 2 丁目 4 番 8 号 ボランティア・NPO 活動センター
3. 議 題：(1) 市民活動団体事業補助金審査会の審査方法について  
(2) 市民活動団体事業補助金審査会の審査の進め方について
4. 出席委員：金丸会長、五関委員、坂口委員、岩松委員、大西委員、小野委員、鈴木委員（7 名）
5. 事 務 局：谷内課長、小林主幹、矢萩主任（3 名）
6. 内 容

金丸会長：ただ今から、平成 30 年度第 2 回市川市市民活動団体事業補助金審査会を開会いたします。

それでは、本日の会議を始めるに当たって、事務局から報告事項等がありましたらお願いいたします。

事 務 局：本日は榎戸委員、福井委員、竹中委員の 3 名が欠席されていますが、委員 10 名の方の半数以上が出席でございます。規則第 15 条第 5 項に定める会議開催の要件を満たしておりますので本会議は成立いたします。

なお、本日の議題の中には、非公開情報が含まれておりませんので、公開会議であることをご了承ください。以上でございます。

金丸会長：本日は議題として 2 件 予定されています。

はじめに、「市民活動団体事業補助金審査会の審査方法について」事務局から説明していただきます。

事 務 局：ご説明いたします。

この補助金制度の目的は、団体の活動支援と促進に加え、活動への市民の参加者を増やしていくことです。

今年度の申請事業数は 86 件あり、内容も多岐に渡るため、申請書類から容易に判断できる項目については、事務局で判断し、審査会に報告します。

審査会委員の皆様には、申請された事業が「市の税金を使って補助金を出すのにふさわしい（市民の理解が得られる）事業」かどうかという視点で審査をお願いしたいと考えていますのでよろしく願いいたします。

説明は主に資料 1.いちサポ補助金ガイドブックと資料 2.申請書類記入例をご覧いただきながら進めてまいります。なお、この 2 つの資料は、市公式 web サイトで公開しております。

## 【補助金制度の概要】

資料 1.ガイドブックの 4 頁をご覧ください。補助金制度の概要について説明します。

この制度は市民活動団体が自主的に行う社会貢献活動の費用の一部を補助するものです。

- ・補助は、1 年度に 1 回、1 事業のみとします。ただし、1 事業の捉え方は目的が同じであれば、講演会と研修会のようにいくつかの事業を合体して 1 事業とすることも認めます。
- ・補助額は、事業費総額のうち、補助対象となる経費総額の 1 / 2、上限 3 0 万円です。補助対象となる経費は 1 3 項、1 4 頁記載の各費目になります。食糧費や備品購入費は認められません。
- ・平成 28 年度の制度スタートから申請している多くの団体の事業は、初年度の本審査を済ませ、今年度 3 回目の申請に当たるため、基本的に事業の内容が変わらなければ簡易審査により交付決定となります。変更があるものはその変更点について、また新規申請事業はこの後説明する方法により審査をお願いいたします。
- ・4 回目以降の補助額は、審査会で補助の継続が認められた場合に限り、補助対象経費総額の 1 / 2、上限 1 5 万円となります。
- ・補助の妥当性を判断するために審査会の審査を経て予算の範囲で補助金を交付します。

次に、申請事業の審査について説明します。

## 【団体要件と事業要件】

補助金交付を受けるため大きく分けて 2 つの要件があります。

1 つ目は団体要件。2 つめは事業要件です。

## 【団体要件】

資料 1.ガイドブックの 6 頁一番上の図をご覧ください。

市民活動団体であるためには、「市民の参加がある活動」が 5 0 %以上あることが必要となります。この 5 0 %をどのように判断するかというと、資料 2.記入例の 8 頁をご覧ください。

これは、申請書の添付書類になります。前年度の団体が行った活動について、上段は市民の参加がある事業、下段はそれ以外の事業に分けています。判断材料は 3 項目あり、従事者の延人数、受益対象者の延人数、事業費です。この 3 項目を参考に市民活動団体かどうかを判断し、全ての項目が 5 0 %を超えている場合は、市民活動団体と認めます。

5 0 %を超えない項目がある団体については、申請書類等から事務局で判定を行います。事務局で判定することが難しい場合は審査会で意見をお伺いします。

事務局で判定を行う例として、慰問を行う団体（マジック、楽器演奏など）は、慰問のた

めの練習を行っています。練習は市民の参加がない事業に該当するため、受益対象者と事業費の項目で50%を下回る可能性があります。ただし、申請書類等から慰問活動が団体の主要な事業であると判断できる場合は、市民活動団体と認めても差し支えないと考えています。

資料1.ガイドブックの6頁にお戻りください。

この他、営利、宗教活動、政治活動、公職の推薦に該当しないことをクリアする団体を市民活動団体とします。

団体要件をクリアするためには、市民活動団体であって、資料1.ガイドブック8頁にある次の8つの要件を満たすことが必要です。

- (1) 市内に事務所があり、市内で活動していること
- (2) 規約、会則、定款等を有していること
- (3) 会員等が5人以上いること
- (4) 申請書を提出する時に、1事業年度以上継続的に活動していること
- (5) 法令、条例などに違反する活動をしていないこと
- (6) 公の秩序又は善良の風俗を害する活動をしていないこと
- (7) 申請書を提出する年度から起算して5年以内に、偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたことにより当該決定の全部又は一部を取り消されていないこと
- (8) 暴力団員や暴力団密接関係者が団体の代表者、役員その他これらと同等の責任を有する者として当該市民活動団体の事業活動の支配をしていないこと

これらの8つの要件は申請書類から判断できるため、原則として事務局で内容の確認を行います。

#### 【事業要件】

次に資料1.ガイドブックの10頁をご覧ください。事業要件として10の要件があります。

団体要件と同じように(1)から(9)までは、申請書類から判断できるため原則として事務局で判定を行います。

- (1) 規則で定める分野の事業であること
- (2) 市内において実施するものであること

市川市のPRにつながる事業や市外のキャンプ場で行われる事業などは例外として市外で行う事業も補助対象事業とします。

- (3) 営利を目的としないものであること
- (4) 市民を主たる対象とするものであること

(5) 団体を構成する者のみを対象とするものでないこと

(4) と (5) については市民の福祉に寄与すると認める場合、例えば、障がい者の福祉のために行われる事業については、この要件を満たさなくても補助対象事業とします。

(6) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成するものでないこと

(7) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対するものでないこと

(8) 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推進し、支持し、又はこれらに反対するものでないこと

(9) 申請する事業に対し、市川市から助成金、補助金、給付金などを受けていないこと  
ここまでの要件は、申請書類から事務局で判断できるものと考えています。

審査会での審査をお願いしたいのは(10)事業の実施に係る基準に適合していることとなります。

#### 【事業の実施に係る基準】

資料1.ガイドブック11頁、12頁をご覧ください。冒頭に申し上げた「市の税金を使って補助金を出すのにふさわしい(市民の理解が得られる)事業であること」など7つの項目があります。

- 1つめの「市の税金を使って補助金を出すのにふさわしい事業」とは具体的には、
- ・市民が日頃の生活の中で「困った」「心配だ」と感じたり、「実現すると今よりもっと暮らしやすくなる」と思える問題を、自主的、自発的に解決、改善しようとする事業になります。したがって、趣味の活動は補助対象になりません。
  - ・団体の規約等で目的としている内容に合致する事業であること。
  - ・社会通念上問題のない方法で行われる事業であること。

これは、税金を使うにふさわしいという観点から、ギャンブル的なもの飲酒等を用いた事業はふさわしくないと考えています。

- ・スポーツ大会や演奏会、発表会など会員の活動を発表するような事業は、会員のためだけに行われる事業とも考えられますが、市民が観覧したり、参加したりできるものであれば、補助対象とします。

このように具体的な項目を判断して、「市の税金を使って補助金を出すのにふさわしい事業」であるかについての審査をお願いします。

2つめは、事業の実施により、目的を達成できる見込みのある事業であること。これは、目的達成のために最も効率的な方法がとられているかどうかを審査していただきます。

ここまでの2つの項目を中心に審査会で審査をお願いしたいと考えています。

3つめ以降の項目、事業に関する広報活動を行っていること、事業が適正に行える実施場  
所が予定されていることなどは、申請書類から判断ができるものと考えています。

実際の審査にあたっては、事業の概要資料を準備します。資料3.「事業ごとに作成する概  
要資料」をご覧ください。

これは、過去の審査会委員より事業の経過が見比べられるような概要資料があった方が、  
昨年度とどう変更や改善があったのか、変更に対する経費の変動が妥当であるか審査をしや  
すいといったご意見をいただき作成している資料です。

平成29年度実績と今回の平成30年度申請を比較できるように作成します。また過去に審査  
会からコメントや改善について指摘をいただいている事業については、これに対する団体の  
改善策の説明を「審査会委員のコメント、指摘事項」欄に記載しています。

また、審査にあたっては、事務局から事業の変更や計上される経費について、特に委員の  
皆様へご留意いただきたい事項、事務局からの補足説明等を「審査会で特に審査していただ  
きたい点」欄に記載します。

団体から提出された申請書類の補足資料としてご活用いただきたいと考えております。

#### 【経費の要件】

次に資料1.ガイドブック13頁、14頁をご覧ください。

団体要件、事業要件を満たした事業は補助対象事業となりますが、補助額については、経  
費の要件に合致するものでなければなりません。経費については事務局で判断を行い、疑義  
がある費目について審査会の意見をお伺いしたいと考えています。

この補助金制度で認められる経費は、表に記載されている項目のみとなります。

事業遂行のために直接要する経費が対象となるため、団体の維持、運営に要する経費（団  
体の人件費、事務所の家賃、光熱水費等）は対象となりません。

資料2.記入例の7頁をご覧ください。団体からはこのように収支予算書として費目ごとの  
補助対象金額や積算を記入してもらいます。

また、この補助金制度では例えば報償費が4万円のところを3万円で抑えることができた  
ため、1万円分消耗品を買うといった流用を認めていません。

資料1.ガイドブック15頁をご覧ください。13項、14頁の補助対象費目のうち、補助  
対象とならないものが記載されています。

団体構成員に対して支払われる報償費、使用料及び賃借料は認められません。例としては、  
研修会を開催し、その講師を団体構成員が務める場合やその会場を貸し出す場合で、このよ

うな場合の団体構成員に対する支出は補助対象経費と認められません。他にも、スポーツ大会やコンテスト等のメダルや参加賞など、参加者に与えられる記念品は補助対象経費と認められません。

#### 【まとめ】

ここまで説明させていただいたことをまとめると、申請事業について審査をお願いしたい事項は、

- ①団体要件のうち市民活動団体かどうかを事務局で判断できないもの（市民が参加する活動が50%以下の団体）
- ②事業要件の「税金を使って補助するにふさわしいかどうか」
- ③経費要件のうち、事務局で判断できないものになります。

ただし、多くの事業は平成28年度から数えて3回目の申請となるため、主に

- ①前年度の事業と同じ目的の事業かどうか
  - ②変更点については、その手法、経費の変動が妥当かどうか
- になります。

説明は以上です。

金丸会長：今の説明について、質問がありましたらお願いいたします。

小野委員：今年度新規の申請事業はどれくらいあるのでしょうか。

事務局：今年度は申請件数86件のうち、新規の申請は5件です。

金丸会長：他に質問はございますか。

坂口委員：市民活動団体に、営利を目的としない等の要件がありますが、法人格の有無についての要件はありますか。また、法人格で良い、悪いというのはありますか。

事務局：要件に法人格の有無や、これによる可否はありません。

坂口委員：一般社団法人の場合、営利型と非営利型がありますが、これは非営利型のみですか。

事務局：これまで一般社団法人からの申請という事例はないのですが、現在のところ団体要件の中で一般社団法人を除外するようなものはありません。市民の参加がある社会貢献活動が全体の50%以上あるか、市内に事務所があり市内で活動しているか等の要件から判断しています。

坂口委員：一般社団法人の場合は営利型もあり、定款でわかるのですがいかがですか。

事務局：定款等も確認させていただいた上で、営利目的と判断される団体の事業は補助対象となりませんが、事務局もそういった団体から申請を受けた経験がないものですから、事務局でどうしても判断が難しい場合は、審査会でのご判断をお願いしたいと考えております。

坂口委員：わかりました。

金丸会長：他に質問はございますか。

小野委員：団体要件について資料 1.ガイドブック 8 項（3）に、会員等が 5 人以上いることとありますが、市民であることについての要件はありますか。例えば、会員 1 人が市川市民で他の 4 人は市外の方であるような場合はいかがでしょうか。

事務局：団体の会員に対する要件はございません。会員のほとんどが市外の方であっても、市川市内に事務所があり市内で活動している等の要件をクリアしている団体であれば、市民の方への社会貢献事業への補助であることから申請は可能です。

小野委員：わかりました。

金丸会長：他にないようでしたら次の議題に入らせていただきます。

実際に今月中に部会の開催もあり、審査を進めていく中で不明な点があれば随時事務局にお問合せいただければと思います。

では、続いての議題「市民活動団体事業補助金審査会の審査の進め方について」事務局から説明をお願いします。

事務局：資料 4.「市川市市民活動団体事業補助金審査会の進め方について」に沿ってご説明いたします。

まず、10 名の委員の皆様を 5 名ずつ 2 グループの部会を編成いたします。それぞれの部会において申請事業 86 件の半数 43 件ずつ審査をお願いいたします。部会において委員 5 名全員が補助すべきと判断された事業は、全体会（1 回目）で報告し、補助対象とします。

疑義のある事業は、疑義の内容を申請者に伝え、文書での回答を求めます。

次に、8 月の初旬に予定しました全体会（1 回目）を開催します。2 つの部会で半数ずつ審査した事業を全体で報告し、共有するものです。先の部会で疑義の残る事業について、申請者より提出された文書回答をもとに全体での審査をお願いいたします。この全体会（1 回目）で疑義が解消されずヒアリングが必要と判断された事業は、ここでは可否決定を行わず、全体会（2 回目）で直接申請者からヒアリングを行います。このヒアリング対象となるのは出席委員の過半数が、ヒアリングが必要と判断した事業です。また、ヒアリングが必要と判断された事業以外の事業は出席委員の過半数を以て、補助金交付の可否について判断を行います。

続いて、8 月の下旬に予定しました全体会（2 回目）です。申請者に審査会に出席いただき、直接ヒアリングを行った上で補助金交付の可否について判断を行います。ここで全ての事業についての補助金交付の可否についての審査が終了します。



その後、交付決定事業は、それぞれの時期に実施がなされ、完了とともに実績報告書を随時事務局で受け取ります。交付対象の期間である来年3月末まで実施される事業も含め、全ての実績報告書を事務局で取りまとめて、来年5月上旬頃に実績審査会の開催を予定しております。実績について、事業が計画どおり行われていたか、適切な事業収支であったか等について審査を経て補助金額の確定をしております。

ここまでが1年度の申請に対する1サイクルの審査会の動きとなります。説明は以上です。

金丸会長：今の説明について、質問がありましたらお願いいたします。

小野委員：部会の編成はもう決まっていますか。

事務局：はい、事前に委員皆様のご都合をお伺いして、こちらで編成させていただいた案がございます。この場でお伝えさせていただいて、よろしいでしょうか。

金丸会長：皆様よろしいでしょうか。では、お願いします。

事務局：7月25日（水）をA部会とします。

A部会は、坂口委員、岩松委員、大西委員、鈴木委員、本日ご欠席の榎戸委員、以上の5名です。

7月26日（木）をB部会とします。

B部会は、金丸委員、五関委員、小野委員、本日ご欠席の福井委員、竹中委員、以上の5名です。

以上の編成案となりますが、委員の皆様はいかがでしょう。

金丸会長：これは、単純に日程の都合で、また個々の審査への負担軽減のため半分に分けるといいますが、皆様よろしいでしょうか。

（一同異議なし）

では、発表のと通りの編成となりますので、よろしくをお願いいたします。

他に何かご意見等、ございませんか。

特にないようでしたら、本日の議題は全て終了といたします。

以上をもちまして、第2回市川市市民活動団体事業補助金審査会を閉会いたします。